

「火災保険が使える」と訪問する住宅修理業者に注意!



【事例】

知らない業者に突然訪問され、「お宅の雨どいが傷んでいる。台風による被害として火災保険の申請ができる。自己負担無しで修理しないか。」と勧誘された。確かに雨どいは古くなっている、自己負担無く直せるならと思い、契約することにした。保険申請を代理でしてもらう契約書に記入し、工事の見積もりに後日訪問すると言われた。業者が帰った後に、自分で保険会社に問い合わせると、自然災害による傷みは補償されるが、老朽化による修理は保険支払いの対象外と言われた。うその申請を勧めるやり方に不信感があるので、契約をやめたい。



【アドバイス】

- ◆知らない事業者から「保険金を使って自己負担無く住宅修理ができる」と勧説されてもすぐに契約せず、事業者と契約する前に、加入先の保険会社に相談しましょう。また必要なない勧説はきっぱり断りましょう。
- ◆保険を使うかどうかにかかわらず、住宅を修理する際には、複数の事業者から見積もりを取り、比較検討してから慎重に契約しましょう。
- ◆訪問販売で契約した場合、契約書面を渡されてから8日間はクーリング・オフができます。不安や疑問を感じたらすぐに消費生活センターに相談しましょう。



契約する前に加入の保険会社に相談するワン。
複数の事業者から見積もりを取って検討することも
大事だワン！

